

## TOPICS

## 女性活躍推進セミナーを開催しました

令和5年7月27日(木)、「令和5年度(2023年度)女性活躍推進セミナー 組織の力を強くするために～多様性がもたらすメリット」を開催しました。ホテルニューオータニ札幌のリアル会場と、オンラインでの同時開催で、合わせて約140名の方にご参加いただきました。

第一部では、ジャーナリストの浜田敬子様を講師に迎え、「なぜ組織にダイバーシティが必要なのか」をテーマとする基調講演を行いました。ダイバーシティとは、組織を新しく時代に合わせてアップデートしていくためにあり、同質性の高い組織にはリスクがあること、ダイバーシティを進めるためにはトップの意識改革が大切であることなどについてお話しいただきました。



浜田 敬子氏



山田 英寿氏



太田 豊子氏

第二部では「新時代の人材確保に必要なジェンダー平等について」をテーマに、浜田様とパネリスト2名による意見交換を行いました。

清河様からは、育児短時間勤務制度の導入や女性活躍・CSR推進室の立ち上げなど、自社での取組について、太田様からは、社内での日々のコミュニケーションなど、働きやすい環境づくりに向けた取組のほか、事業承継のご経験についてご紹介いただきました。浜田様からは、組織を変えるには中間管理職の男性の意識改革が大切であること、女性活躍はブームではなく、続けることが必要であることなどについてお話しいただきました。

ご登壇、ご参加いただいた皆様、ありがとうございました！

- 講師  
浜田 敬子氏 (ジャーナリスト)
- パネリスト  
清河 智英氏 ((株)常口アトム代表取締役社長)  
太田 豊子氏 (太陽運輸(株)代表取締役)
- ファシリテーター  
山田 英寿氏 (元 UHB アナウンサー)



清河 智英氏

## 女性のための災害対応ワークショップ in 苫小牧

令和5年7月31日（月）「女性のための災害対応ワークショップ～まさかのその時、どうする私!?～」を、苫小牧沼ノ端交流センターにて開催し、17名の方にご参加いただきました。

基調講演では、道防災教育アドバイザーで気象予報士の住友静恵様を講師に迎え、避難所運営について「女性専用のエリアや、女性が困りごとを相談しやすい窓口を設けることが必要」など、避難所で女性が直感しやすい課題やその解決策について具体的に解説していただきました。

ワークショップでは、参加者の皆様がグループに分かれ、支援物資の配分や被災者への対応など、避難所で想定される様々なケースごとに解決策を考えました。参加者のお子さんは、防災について遊びながら考える、防災かるたづくりを行いました。ワークショップの最後には自分で作ったかるたを発表し、会場から大きな拍手をもらいました。



## 北海道男女平等参画チャレンジ賞候補者募集中！

### 北海道男女平等参画チャレンジ賞とは

北海道では、今年度も「北海道男女平等参画チャレンジ賞」候補者を募集しています。

職場、地域、家庭など、社会のあらゆる分野で、個性と能力を生かしてチャレンジし、活躍している男性や女性、団体、グループ及びそのようなチャレンジを支援する団体・グループを知事から表彰しています。

### 贈呈式の様子（令和5年1月）



詳細はこちらから



自薦他薦  
問いません

締切:令和5年10月4日(水)必着

### ★次のような方を募集しています★

北海道在住・在勤、または主に道内で活動されている個人、団体・グループ

- 政策・方針決定過程に参画し、主導的な立場を担っている女性等、男女間での参画状況に差がある分野に挑戦して特に顕著な活躍をしている方
- 新たな分野に挑戦し、その領域を拓くなど、先駆的な活躍をしている方
- 子育てや介護等でいったん仕事を中断した後に、仕事に再チャレンジし、特に顕著な活躍をしている方
- 地域の発展に資する各種の実践的活動にチャレンジし、特に顕著な活躍をしている方
- 上記に掲げるような活動に積極的に支援を行い、男女平等参画社会の実現へ気運を高めている方

※過去に本賞を受賞された方、本賞と同一の功績で国の表彰等を受けた方は対象になりませんが、本賞受賞に至らなかった方は引き続き募集の対象となります。

# 性犯罪の規定が変わりました（令和5年7月13日施行）

令和5年6月16日、「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」が成立し、一部の規定を除いて、同年7月13日から施行されました。

## ●強制性交等罪は「不同意性交等罪」になります！

同意しない意思を形成したり、表明したり、全うすることが難しい状態で性交等やわいせつな行為をすると処罰されます。

## ●性交同意年齢が「16歳未満」に引き上げられます！

16歳未満の子どもに対して、性交等やわいせつ行為をすると「不同意性交等罪」や「不同意わいせつ罪」として処罰されます。※相手が13歳以上16歳未満の場合は行為者が5歳以上年長のとき。

## ●わいせつ目的での16歳未満の者への面会要求などは犯罪です！

16歳未満の子どもに対して、わいせつ目的で会うことを要求し、その結果、わいせつの目的で会うこと、性的な部位等の写真や動画を撮影して送るよう要求すると処罰されます。

## ●性的な画像の盗撮は「撮影罪」です！

正当な理由なく人の性的な部位等をひそかに撮影し、撮影した画像を人に提供すると処罰されます。

## ●性犯罪の公訴時効期間が延長されました！

時効期間は、被害に遭った時（18歳未満の場合は18歳になった時）から、

- ①不同意性交等致傷罪など・・・20年
- ②不同意性交等罪など・・・15年
- ③不同意わいせつ罪など・・・12年

※時効の延長については6月23日から施行されています。

## 8月～9月は、子ども・若者の性被害防止緊急啓発期間です

令和5年7月26日、政府は関係府省会議において「子ども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」を取りまとめました。このパッケージにおいては、本年8月～9月を「子ども・若者の性被害防止のための緊急啓発期間」と位置づけ、集中的に啓発活動を実施することとしています。

内閣府HPでは、子どもや男性の被害を含む性犯罪・性暴力についての情報を発信しているほか、SNSにおいても発信を強化しています。

詳細はこちら👉

URL：[https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/seibouryoku/index.html](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/index.html)

## 性暴力被害者支援センター北海道（さくらこ）について

性暴力被害者支援センター北海道（さくらこ）では、レイプ・わいせつ行為などの性暴力被害にあわれた方の支援機関で、専門の担当者が様々な支援を行っています。24時間いつでもご利用いただくことができ、電話のほか、LINE やメールでも相談できます。

- ・相談対応時間 月～金 10:00～20:00（祝日、年末年始除く）
- ・電話相談（通話料金がかかります。） ☎ 050-3786-0799 又は #8891（はやくワンストップ）

※「さくらこ」の相談対応時間外の夜間休日の電話相談（#8891）に限り、全国コールセンターにつながります。

- ・メール相談・LINE 相談  
右のQRコードからアクセスしてください。
- ・面接相談（予約制）

LINE 相談



メール相談



詳細については、ホームページ（<https://sacrach.jp/>）をご覧ください。

## 北海道男女平等参画審議会委員公募のお知らせ

男女平等参画社会の実現を目指し、道民の皆様とともに考えるため、次のとおり「北海道男女平等参画審議会」の委員（第12期）を募集します。

### ■応募資格

- (1) 北海道内に居住する満18歳以上の方（令和5年(2023年)11月1日現在。性別は問いません。）
- (2) 男女平等参画について関心を持ち、年2回程度開催する北海道男女平等参画審議会（札幌市内で開催）に出席できる方

### ■公募委員数

3名以内

### ■委員の任期

任命の日（令和5年(2023年)11月1日を予定）から2年間

### ■募集について

令和5年(2023年)8月28日（月）から令和5年9月27日（水）まで（当日消印有効）

持参される場合は締め切り日の17時30分までとします。

応募方法等、詳細は以下のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/djb/sinngikai/bosiyou.html>

### 男女平等参画苦情処理委員制度

苦情処理委員が、男女平等参画に関する苦情等の申出を、公平・中立な立場に立って、処理します。

#### 苦情処理委員の処理とは？

- ・申出をされた方に、助言をします。
- ・道の施策に対する苦情は、調査の上、道の機関に対し意見を述べます。

#### 苦情処理委員に申し出ることができる苦情等は？

- ・男女平等参画に関する道の施策についての苦情。
- ・セクハラや女性への暴力など男女平等参画を阻害すると認められるもの。

👉 申出方法など詳細はこちら 👈

URL [:http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/djb/johomepage/moushideseido.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/djb/johomepage/moushideseido.htm)

「イコール・パートナー」を読んでのご意見・ご感想をお聞かせください

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道環境生活部くらし安全局  
道民生活課女性支援室

TEL 011-204-5217

FAX 011-232-8972

E-mail [kansei.dousei4@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:kansei.dousei4@pref.hokkaido.lg.jp)